## 徳島空港エコエアポート協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、徳島空港エコエアポート協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、徳島空港(民航地区)内で活動を行う全ての事業者が、 環境問題を正しく理解し、問題意識を共有することにより、環境問題に対 し一連の自主的な活動を行う空港、すなわちエコエアポートを実現するこ とを目的とする。

## (所掌業務)

- 第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の業務を所掌する。
  - (1)空港環境計画の策定
  - (2) 空港環境計画に基づく施策の実施
  - (3) 空港環境計画に基づく各施策の達成状況の評価
  - (4) 空港環境計画の実施にあたって、関係者に対して必要となる教育及び啓発活動
  - (5) その他エコエアポートを推進するために必要となる業務

# (構成員)

第4条 協議会の構成員は、別表のとおりとする。

### (会長及び事務局)

- 第5条 協議会の代表者たる会長は、大阪航空局徳島空港事務所長とする。
  - 2 協議会の事務局は、大阪航空局徳島空港事務所に置く。

#### (運営)

- 第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し主催する。
  - 2 協議会の議題は、第3条に定める事項を審議し決定する。
  - 3 協議会の議決は、多数決による。

### (作業部会の設置)

- 第7条 協議会の業務を円滑に推進するため作業部会を設置する。
  - 2 同部会の構成は、別表の事務担当者とする。

### (その他)

第8条 この規約に定めのない事項で協議会の運営に必要な事項は、協議の 上、決定する。

附則 この規約は、平成20年3月24日から施行する。

# 徳島空港エコエアポート協議会構成員

四国地方整備局徳島飛行場建設事務所先任建設管理官 徳島県警察本部地域課航空隊長 徳島県消防防災航空隊長 徳島空港ビル(株)取締役 (財)空港環境整備協会徳島事務所長 (株)日本航空インターナショナル徳島空港所長 全日本空輸(株)徳島空港所長 シェル徳発(株)航空部徳島空港営業所長

大阪航空局徳島空港事務所長